

福祉生活病院常任委員会資料

(平成25年6月7日)

〔件　名〕

- 1 グリーンウェイブ推進チーム第1回合同プロジェクトチーム会議の概要について
(環境立県推進課) ··· 1
- 2 法人・団体指導検査体制の強化について
(環境立県推進課) ··· 2
- 3 湖山川等におけるフナ等の斃死（へいし）について
(水・大気環境課) ··· 4
- 4 鳥取県立布勢総合運動公園（コカ・コーラウエストスポーツパーク）の指定管理者審査要項（案）の概要について
(緑豊かな自然課) ··· 5
- 5 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園及び鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の指定管理者募集要項（案）の概要について
(緑豊かな自然課) ··· 7
- 6 山陰海岸国立公園指定50周年記念事業のスタートについて
(緑豊かな自然課) ··· 9
- 7 第30回全国都市緑化とつりフェアの準備状況について
(緑豊かな自然課) ··· 10
- 8 なしの表示基準改正について
(消費生活センター) ··· 11
- 9 鳥取駅前駐車場用地の売却に係る対応について
(景観まちづくり課) ··· 別冊
- 10 都市計画区域マスタープラン見直しに係る関係課調整会議の開催状況等について
(景観まちづくり課) ··· 12

生　活　環　境　部

グリーンウェイブ推進チーム第1回合同プロジェクトチーム会議の概要について

平成25年6月7日
環境立県推進課

自然という本県最大の資源・素材を活かして新たな産業を興し、観光振興を進め、それらを地域での人材育成に繋げることにより、鳥取から「緑の風」(グリーンウェイブ)を起こすため、グリーンウェイブ推進チームの第1回合同プロジェクトチーム会議を開催し、「エネルギー・シフト」や「緑豊かな暮らし創造」について意見交換を行った。

1 グリーンウェイブ推進チーム第1回合同PT会議（民間参画）

- (1) 日 時：平成25年5月22日（水）午後1時～2時30分
(2) 議 題：
①グリーンウェイブ推進チームについて（推進チームのあり方、緑豊かな暮らし創造PTの取組内容、エネルギー・シフトPTの取組内容）
②共通の検討内容（産業振興、観光振興、人材育成）
(3) 参加者：各PTのメンバー、知事、統轄監、生活環境部長、関係部局長など

分野	メンバー
■緑豊かな暮らし創造PT	
観光振興	JTB中国四国鳥取支店、リクルートライフスタイル、県観光連盟
地域資源情報発信	ふるさと鳥取県定住機構、県広報連絡協議会（欠席）
■エネルギー・シフトPT	
エネルギー供給事業者	中国電力、鳥取瓦斯、山陰酸素工業
創エネ関係者	SBSエナジー、BSSエナジー、県小水力発電協会、県森林組合連合会
学術機関	鳥取大学、鳥取環境大学、米子工業高等専門学校
行政機関	県産業振興機構、県産業技術センター

（4）主な意見（共通の検討内容）

① 産業振興

- 今後は売電事業だけでなく、再生可能エネルギーを活かす方向の検討が必要である。
(例：植物工場の電源、融雪装置、育苗施設の熱源、EVの充電施設など)
- 日本海側で天然ガスのインフラ整備が進み、低コストエネルギーの導入が進めば、県内産業・雇用の創出につながるのではないか。
- 間伐材の乾燥や炭化によって燃料としての価値や発熱量を向上させれば、県内産業の振興になるのではないか。

② 観光振興

- グリーン（緑）の中で鳥取県独自のオンリーワン等を発掘し、全国的に中長期的に情報発信し続け、目標に向けて計画的に進めてはどうか。
- 鳥取県らしい特徴的なブランド化のためには、そこに住む人がエコを意識・実践する地域作りがベースにあり、その上に観光地ができるのではないか。
- 近年の旅行は、ウェブ活用による自主選択、より深い（ハードな）体験、宿泊・日帰りのすみ分けなど、多様なニーズにマッチした内容が必要である。

③人材育成

- 県内旅館における次世代の若手経営者不足、従業員全体のおもてなし力のスキルアップなどの対策が急務ではないか。
- 再生可能エネルギーの使用は、地域の人が管理し、参加し、いろいろな思いをすることで、人材育成にもつながり、大きな社会的意味を持つ。

2 今後の予定

- 今回の合同PTや府内会議における意見等を踏まえ、各検討内容についての取り組みを進める。
- 今後もPT会議を開催し、施策の検討・構築を進め、引き続き意見をいただくと共に協力と行動をお願いして県民運動的拡がりを図る。

法人・団体指導検査体制の強化について

平成 25 年 6 月 7 日
行財政改革局業務効率推進課
行政監察・法人指導課
地域振興課
環境立県推進課
商工政策課

法人・団体の指導検査体制については、監査委員や議会からその強化を図る必要性について意見をいただいているところですが、このたび、次のとおり全庁的な体制を整備することとしましたので、報告します。

1 趣旨

現在、各所管部局が実施している法人・団体の指導検査のうち、その実情から特に必要があると認められる事案については、総務部行政監察・法人指導課が全庁を統轄し、所管部局に加えて他部局の検査担当職員等も活用した柔軟かつ的確な指導検査体制を一時的に編成して対応できるようにするもの。

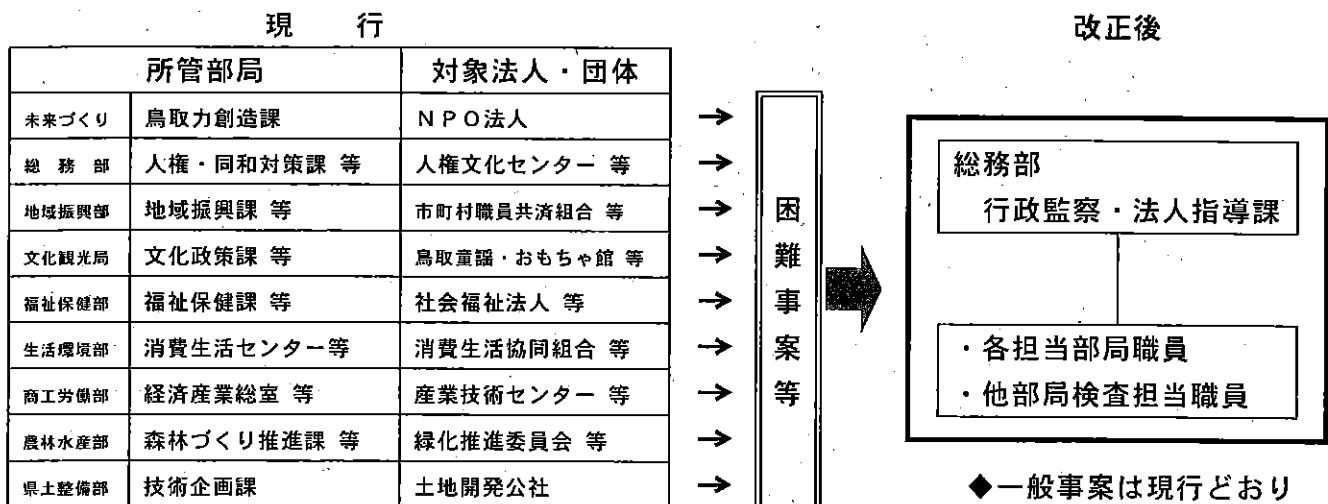
<現状等>

- ・特例民法法人の指導検査、農林水産関係団体の検査については、総務部行政監察・法人指導課が一元的に実施している。
- ・その他の法人・団体の指導検査については、各所管部局が実施している。
- ・平成 22 年度の監査委員による行政監査の意見をはじめとして、議会においても法人・団体の指導検査体制の強化の必要性について意見をいただいているところ。
- ・本年度、総務部に行政監察監を統合し、組織、人員を有効活用することで体制強化したところであります、その新たな体制を活かして法人・団体指導検査体制についても強化を図るもの。

2 鳥取県行政組織規則の改正

- ・同規則の行政監察・法人指導課に係る所掌事務に「その他の法人及び団体の検査及び指導のうち知事が特に指定する事案に係るものに関すること。」を追加する改正を行う。

<改正イメージ図>



※指導検査対象法人・団体等の詳細は、裏面に記載。

県が行う指導検査対象法人・団体

(平成25年6月3日現在)

部局	所属名	指導検査対象団体・法人名
未来づくり推進局	鳥取力創造課 (各総合事務所) (地域振興部東部振興課)	N P O 法人
総務部	政策法務課	行政書士法人
	行政監察・法人指導課	特例民法法人、農業協同組合及び同連合会、森林組合及び同連合会、水産業協同組合及び同連合会、農業共済組合
	人権・同和対策課	鳥取県人権文化センター
地域振興部	地域振興課	鳥取県市町村職員共済組合
	交通政策課	智頭急行
	教育・学術振興課	学校法人 鳥取環境大学
	情報政策課	鳥取県情報センター
文化観光局	文化政策課	鳥取県文化振興財団、鳥取童謡・おもちゃ館
	交流推進課	鳥取県国際交流財団、因幡街道ふるさと振興財団
	観光政策課	鳥取県観光事業団、どっとりコンベンションビューロー
福祉保健部	福祉保健課	社会福祉法人
	医療政策課	医療法人 鳥取県臓器・アイバンク
	医療指導課	国民健康保険組合 国民健康保険団体連合会
生活環境部	水・大気環境課	鳥取県天神川流域下水道公社 中海水鳥国際交流基金財団
	循環型社会推進課	鳥取県環境管理事業センター
	くらしの安心推進課	生活衛生同業組合 鳥取県生活衛生営業指導センター 鳥取県食鳥肉衛生協会
	消費生活センター	消費生活協同組合
	住宅政策課	鳥取県住宅供給公社 鳥取県宅地建物取引業協会 鳥取県建築士会 鳥取県建築事務所協会
商工労働部	経済産業総室	鳥取県産業技術センター 鳥取県産業振興機構 鳥取県信用保証協会 商工会議所 商工会・商工会連合会 鳥取県中小企業団体中央会
	雇用人才総室	職業訓練法人 職業能力開発協会 ふるさと鳥取県定住機構 千代三洋工業
	市場開拓課	地方卸売市場
農林水産部	経営支援課	鳥取県農業会議 鳥取県農業農村担い手育成機構 鳥取県農業信用基金協会
	生産振興課	鳥取県野菜価格安定基金協会 鳥取県果実生産出荷安定基金協会
	畜産課	鳥取県畜産振興協会 鳥取県畜産推進機構
	農地・水保全課	土地改良区、土地改良事業団体連合会
	林政企画課	鳥取県造林公社 鳥取県林業担い手育成財団
	森林づくり推進課	鳥取県緑化推進委員会
	水産課	鳥取県栽培漁業協会 鳥取県魚の豊かな川づくり基金 鳥取県漁業信用基金協会
県土整備部	技術企画課	土地開発公社

湖山川等におけるフナ等の斃死（へいし）について

平成25年6月7日
水産課
水・大気環境課
河川課

1 斃死の状況

	今年（5月末～6月）の状況	昨年（4～5月、8月）の状況
主な斃死場所	<ul style="list-style-type: none"> 湖山川金沢付近、福井川河口付近、三津地区周辺でフナ等の斃死を確認したが、その多くは湖山川で斃死したものである。 	<ul style="list-style-type: none"> 4～5月に湖山池一円でフナの斃死を確認したが、湖山川では確認できなかった。 8月には湖山池一円及び湖山川でフナの斃死を確認した。
斃死魚の回収・処分	<ul style="list-style-type: none"> 6月6日までに約2,425kgを回収し、焼却処分した。 	<ul style="list-style-type: none"> 5月に約770kg、8月に約2,280kg、合計3,050kg回収し、焼却処分した。
斃死原因	<ul style="list-style-type: none"> 主な斃死魚がフナであり、細菌検査も陽性であったことから、産卵後の衰弱による抵抗力低下により運動性エロモナス症に感染した可能性が考えられる。 また、湖山川、福井川では河川水量が少なく貧酸素状態が確認されたことから、酸欠により斃死した可能性も考えられる。 <p>※5月31日、6月6日の河川の溶存酸素は0.8mg/l～1.2mg/l</p> <p>※5月の湖山観測所の降水量は平年比28.6%</p>	<ul style="list-style-type: none"> フナの細菌検査を実施したが、細菌が検出されなかったこと、1m以浅の池内では貧酸素状態が確認できなかったことから、斃死原因是不明であった。 <p>※5月の湖山観測所の降水量は平年比96.0%</p> <p>※8月の湖山観測所の降水量は平年比117.7%</p>
今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関による周辺水域の監視を継続する。 斃死魚の迅速な回収作業を行う。 	

2 主な経過

日付	内容
5/27	<ul style="list-style-type: none"> 湖山川等で数日前からフナの斃死を確認した。 27日には、100尾を超える斃死魚を河川内のオイルフェンス周辺で確認した。 斃死魚を回収し、焼却処分した。（回収量：約175kg）
5/28	<ul style="list-style-type: none"> 周辺流入河川も現場調査し、斃死魚を回収し、焼却処分した。（回収量：約170kg） 栽培漁業センターで、細菌検査のための検体を採取し疾病検査に着手した。
5/29 ～ 6/6	<ul style="list-style-type: none"> 湖山川を中心に監視し、斃死魚を確認した。 湖山川の金沢橋付近の斃死魚を回収し、焼却処分した。 <p>(5/30の回収量：約210kg、6/1の回収量：約270kg、6/4の回収量：約250kg、6/5の回収量：約560kg、6/6の回収量：約790kg)</p>

3 栽培漁業センターによる検査結果（5月31日）

○検査結果：運動性エロモナス症は陽性（斃死魚2尾、生魚1尾から細菌検出）

○検体：ギンブナ 体長約30cm（斃死魚2尾、生魚2尾）

○検査方法：PCR検査（体表・鰓・肝臍・腎臍）

○外観等：生魚には外観に目立った出血や発赤等はない。内蔵には特に異常は見られない。

斃死魚は、体側部の発赤などの症状が見られる。内蔵は腐敗し腹水貯留が見られ、卵巣が発達している。

○検出菌の特徴：水中における常在菌であり、魚の抵抗力低下が引き金となり発症する可能性が高い。

鳥取県立布勢総合運動公園（コカ・コーラウエストスポーツパーク）の指定管理者
審査要項（案）の概要について

平成25年6月7日
緑豊かな自然課

平成26年度から布勢総合運動公園（コカ・コーラウエストスポーツパーク）の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり審査することとしています。なお、審査要項は、鳥取県生活環境部指定管理候補者審査委員会での審査を踏まえて決定します。

1 指名団体とその理由

（指名団体） 公益財団法人鳥取県体育協会（H18年度～H25年度までの指定管理者：2期）

（指名理由） 布勢総合運動公園は、大規模な競技大会等の開催が可能な県内唯一の施設であり、県の競技スポーツの振興を図る上で極めて重要な拠点施設である。この高度な水準で競技施設及び設備を適切に管理し、競技団体をはじめとして広く県民の利用に供していくことは当公園の重要な使命である。

鳥取県体育協会は、体育施設管理士等の施設の適正な管理に必要な職員を有するとともに、県内60あまりのスポーツ関係団体が加盟する団体であり、大会の開催等の経験や各種競技団体の意見を踏まえながら競技者の立場に立った施設運営も期待できる。

2 指定管理者が行う業務

（1）指定管理者が行う業務の内容

ア 施設設備の維持管理に関する業務

イ 施設の利用許可、利用料金の徴収等に関する業務

ウ スポーツ・レクリエーション振興に関する業務

エ その他、施設の管理運営に必要な業務（サービスの提供、施設の利用促進等）

（2）管理の基準（基本的事項）

施設の利用時間、休園日、利用料金等は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。

（3）その他、管理上の条件等

ア 管理責任者として、園長相当職を1名配置すること。

イ 受付業務には、陸上競技場、県民体育館に常時各1名以上配置すること。

ウ 資格・経験者の配置（次の業務内容に応じ、1名以上配置すること。）

業 務	資格、経験要件	備 考
スポーツ・レクリエーション、トレーニングの指導等	（財）日本体育施設協会公認トレーニング指導士又は（財）日本体育協会公認スポーツ指導者	
陸上競技場等体育施設の管理等	（財）日本体育施設協会公認体育施設管理士	
陸上競技場等の芝グラウンドの管理	洋芝の芝グラウンド管理経験3年以上の職員を配置	委託可 (洋芝の芝グラウンド管理経験3年以上の者を配置)
植栽の管理	1級造園施工管理技士及び1級造園技能士の資格を有する職員を配置	委託可 (1級造園施工管理技士及び1級造園技能士の資格を有し、植栽管理経験3年以上の職員を配置)

3 利用料金等の取扱い

施設利用料金や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

4 委託料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額1,331,270千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限として、委託料を支払う。

各年度の委託料に余剰金が生じた場合は、眞に経営努力といえる経費の2／3の額を指定管理者の設ける基金に積み立て、公益事業や施設管理経費に活用する。

なお、利用料金等と委託料の額が業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県はその差額を補填しないものとする。

5 指定期間

平成26年4月1日～平成31年3月31日〔5年間〕

6 スケジュール

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 審査要項送付 | 平成25年6月下旬 |
| (2) 書類の提出期限 | 平成25年7月下旬 |
| (3) 審査委員会（候補者の選定） | 平成25年8月上旬 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 平成25年8月下旬 |
| (5) 指定管理者の指定 | 平成25年10月下旬（議会の議決を経て行う。） |

7 審査方法等

(1) 審査方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、公益財団法人鳥取県体育協会が指定管理候補者として適當かどうかを審査する。

(2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、スポーツ、レクリエーション関係有識者（2名）、生活環境部長 計5名

(3) 審査基準

審査基準	主な審査項目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5号第1号)	<input type="checkbox"/> 管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針等)
施設の効用を最大限に發揮させることであること。 (同条例第5条第2号)	<input type="checkbox"/> 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、新事業の企画立案、既存事業の充実等) <input type="checkbox"/> 管理の基準 利用時間、休園日、利用料金設定、個人情報保護、 情報の公開 等 <input type="checkbox"/> 施設等の管理及び衛生管理の水準 (施設設備の維持管理、外部委託の考え方 等) <input type="checkbox"/> スポーツ・レクリエーション振興及び施設の利用促進への取組 <input type="checkbox"/> 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 <input type="checkbox"/> 利用者等の要望の把握
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (同条例第5号第2号)	<input type="checkbox"/> 収支計画及び見積内容 <input type="checkbox"/> 県委託料額の多寡
安定して管理を行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (同条例第5号第3号)	<input type="checkbox"/> 組織及び職員の配置等 <input type="checkbox"/> 法人等の財務基盤、経営基盤 <input type="checkbox"/> 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 <input type="checkbox"/> 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 <input type="checkbox"/> 法人等の社会的責任の遂行状況 〔障害者雇用、男女共同参画推進企業の認定、 I S O · T E A S の認証〕 <input type="checkbox"/> 当該施設の管理運営状況の実績評価

* 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園及び鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の指定管理者募集要項
(案) の概要について

平成25年6月7日
緑豊かな自然課

平成26年度から東郷湖羽合臨海公園（燕趙園を除く）、燕趙園及び氷ノ山自然ふれあい館の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり募集することとしている。

なお募集要項は、鳥取県生活環境部指定管理候補者審査委員会での審査を踏まえて決定する。

1 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務の内容

ア 共通事項

- (ア) 施設設備の維持管理に関する業務
- (イ) 施設の利用許可、利用料金（氷ノ山自然ふれあい館を除く。）の徴収等に関する業務
- (ウ) その他、施設の管理運営に必要な業務（サービスの提供、施設の利用促進等）

イ 個別事項

- (ア) 東郷湖羽合臨海公園（燕趙園を除く）
 - ・県中部に位置する広域都市公園として、レクリエーション・スポーツ教室、イベントの開催等による効果的な利用促進に関する業務
 - ・海浜、湖や自然を包含する都市公園として、広く県民に憩いと潤いある緑地や庭園環境を提供する業務
- (イ) 燕趙園
 - ・中部地域の観光拠点施設の一つとして、中国庭園を含む公園施設としての特徴を活かしたイベントの開催等により効果的な施設の利用促進を図る業務
 - ・地元産品の活用や周辺観光地との連携により、地域の観光情報等の発信拠点として情報提供業務
- (ウ) 氷ノ山自然ふれあい館
 - ・国定公園である氷ノ山のビジターセンターとして、その豊かな自然を紹介し、魅力を体験できる場や機会を提供する業務
 - ・豊かな自然環境を活用した地域経営の主要施設として、地域資源を活用した催事の積極的な開催を通して施設の効果的な利用促進を図る業務

(2) 管理の基準(基本的事項)

施設の利用時間、休園日、利用料金（氷ノ山自然ふれあい館を除く。）等は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。

(3) その他、管理上の条件等

管理責任者として、園長相当職を1名配置すること。

2 利用料金等の取扱い

施設利用料金（氷ノ山自然ふれあい館を除く。）や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

3 委託料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、施設毎にそれぞれ次の金額を上限として、委託料を支払う。なお、利用料金等と委託料の総額が業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県はその差額を補填しないものとする。

- ①東郷湖羽合臨海公園（燕趙園を除く） 総額588,825千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- ②燕趙園 総額358,005千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- ③氷ノ山自然ふれあい館 総額240,750千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 指定期間

平成26年4月1日～平成31年3月31日 [5年間]

5 応募資格

本県から一般競争入札の参加資格を取り消されていないこと等、指定管理候補者として適当であると認められる者。また、施設毎にそれぞれ次の条件を満たす者。

①東郷湖羽合臨海公園（燕趙園を除く）及び氷ノ山自然ふれあい館

鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

②燕趙園

鳥取県内に施設の管理運営について決定権限のある事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

6 スケジュール

(1) 募集の開始	平成25年6月下旬
(2) 募集の締切	平成25年8月上旬
(3) 審査委員会（候補者の選定）	平成25年8月下旬
(4) 審査結果の通知・公表	平成25年8月下旬
(5) 指定管理者の指定	平成25年10月下旬（議会の議決を経て行う。）

7 選定方法等

(1) 選定方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、応募者が指定管理候補者として適当かどうかを面接審査等により選定する。

(2) 審査委員会委員

審査委員会は共通委員に個別委員を加えた各施設5名で構成する。

ア 共通委員（3名）

学識経験者、税理士、生活環境部長

イ 個別委員（各施設2名）

（ア）東郷湖羽合臨海公園（燕趙園を除く） ……学識経験者、地元関係者

（イ）燕趙園 ……観光関係者、地元関係者

（ウ）氷ノ山自然ふれあい館 ……自然観察会指導員、地元関係者

(3) 選定基準

選 定 基 準	主 な 審 査 項 目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5号第1号)	<input type="checkbox"/> 管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針等)
施設の効用を最大限に發揮させることであること。 (同条例第5号第2号)	<input type="checkbox"/> 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、新事業の企画立案、既存事業の充実等) <input type="checkbox"/> 管理の基準 利用時間、休園日、利用料金設定（氷ノ山自然ふれあい館を除く。）、個人情報保護、情報の公開 等 <input type="checkbox"/> 施設等の管理及び衛生管理の水準 (施設設備の維持管理、外部委託の考え方 等) <input type="checkbox"/> 施設の利用促進への取組 <input type="checkbox"/> 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 <input type="checkbox"/> 利用者等の要望の把握
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (同条例第5号第2号)	<input type="checkbox"/> 収支計画及び見積内容 <input type="checkbox"/> 県委託料額の多寡
安定して管理を行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (同条例第5号第3号)	<input type="checkbox"/> 組織及び職員の配置等 <input type="checkbox"/> 法人等の財務基盤、経営基盤 <input type="checkbox"/> 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 <input type="checkbox"/> 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 <input type="checkbox"/> 法人等の社会的責任の遂行状況 障害者雇用、男女共同参画推進企業の認定、 ISO・TEASの認証 <input type="checkbox"/> 当該施設の管理運営状況の実績評価

* 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例

山陰海岸国立公園指定50周年記念事業のスタートについて

平成25年6月7日
緑豊かな自然課

山陰海岸国立公園が、国立公園に指定され、今年で50周年の節目を迎えることから、これを記念し、環境省をはじめとした関係3府県3市3町及び関係団体で実行委員会を組織し、6月30日から9月7日までの間、山陰海岸国立公園指定50周年記念事業（以下「50周年記念事業」という。）の実施を予定している。

50周年記念事業では、実行委員会事業に加え、期間中に関係自治体、団体等が独自で行う山陰海岸の豊かな自然や魅力を体験できるイベントを「パートナーシップイベント」と位置づけ、山陰海岸の魅力を多くの方々に広く発信していくこととしているが、それら50周年記念事業の概要について報告する。

記

1 基本方針

豊かな自然の象徴である国立公園であり、世界に誇るジオパークでもある山陰海岸の魅力や素晴らしさを、未来を担う子どもたちが知り、次世代に引き継いでいく契機とともに、多様な主体が連携協調し、その魅力を国内外に発信する。

2 50周年記念事業実行委員会事業

(1) キックオフイベント

開催日：6月30日（日）

場 所：実行委員会を構成する3市3町内海岸

内 容：一斉クリーン活動、こどもパークレンジャー任命式 など

(2) 山陰海岸国立公園指定50周年記念フェスティバルin鳥取砂丘

開催日：8月24日（土）

場 所：鳥取砂丘こどもの国

内 容：自然公園関係功労者環境大臣表彰、こどもパークレンジャー宣言、さかなクンによる記念講演 など

(3) 3府県こどもジオパークサミット

開催日：9月7日（土）

場 所：岩美町中央公民館

内 容：こども研究発表、らんま先生による実験 ecoパフォーマンスショー など

(4) 山陰海岸ジオパークこども作品コンテスト

募集作品：山陰海岸ジオパークをテーマとしたこども研究作品、

「こどもたちと山陰海岸ジオパーク」をテーマとした写真・動画作品

募集期限：こども研究作品8月下旬、写真・動画作品7月下旬

表 彰：優秀作品を「3府県こどもジオパークサミット」で表彰予定

3 鳥取県内で開催される主なパートナーシップイベント

区分	イ ベ ン ト 名
鳥取県 実 施	<ul style="list-style-type: none">PIKA.PIKA-TOTTORI SAN-IN TERRACE～光のアートで未来を照らそう～(7/14～9/15)山陰海岸ジオパークナツヤスミ宿題ラリー(7/27, 28)BE-PAL サマーミーティングin鳥取・山陰海岸ジオパーク(8/3, 4)鳥取砂丘世界記録挑戦イベント(8/24)
関 係 団 体 等 実 施	<ul style="list-style-type: none">山陰海岸ジオパーク遊覧豪華客船ばしふいっくびいなすクルーズ(7/1)さかなクンの山陰海岸ギョギョ図鑑写真展(7/13～9/8)浦富海岸元気フェスティバル船上花火見物(7/27)エンジン0 2鳥取(8/24, 25)山陰海岸国立公園指定50周年記念列車ジオディスカバリー運行(8/24, 25)

4 その他

山陰海岸国立公園指定50周年記念事業公式ホームページ
<http://www.pref.tottori.lg.jp/san-in-kaigan50/>

第30回全国都市緑化とつとりフェアの準備状況について

平成25年6月7日
緑豊かな自然課

今秋開催の第30回全国都市緑化とつとりフェアの開催およそ100日前を迎えることから、6月8日～9日に100日前を記念したプレイベントとして「花と緑のフェア」を県東・中・西部で同時開催する。

併せて、5月22日にとつとりグリーンウェイブの一環として実施した「グリーンウェイブ2013とつとりアクション」の植樹イベントにおいて、第30回全国都市緑化とつとりフェアのスペシャル応援センターとして2013年度ミス日本グランプリの鈴木恵梨佳氏を委嘱したので報告する。

記

1 100日前プレイベント「花と緑のフェア」開催

県造園建設業協会の東・中・西部支部が主体となって毎年開催している「花と緑のフェア」をとつとりフェア100日前プレイベントとして連携開催する。

(1) 開催日 6月8日(土)～9日(日)

(2) 会場

東部会場	湖山池公園休養ゾーン(鳥取市金沢)
中部会場	東郷湖羽合臨海公園あやめ池公園(湯梨浜町藤津)
西部会場	弓ヶ浜公園(米子市両三柳)

(3) 100日前記念式典

①日 時 6月8日(土)午後2時～2時30分

②会 場 東部会場 湖山池公園休養ゾーン

③出席者

ポール・スミザー氏(英国人園芸家・フェアアドバイザー)、松本若菜氏(女優・フェアスペシャル応援センター)、平井知事、フェア実行委員ほか

④内 容

平井知事あいさつ、ポール・スミザー氏あいさつ、松本若菜氏あいさつ、コヤちゃんソング披露ほか

2 ミス日本グランプリへのスペシャル応援センター委嘱

(1) スペシャル応援センターの委嘱

とつとりフェアでは、名前に花や緑にちなんだ字を持つ方々にフェア応援センターに就任していただいているところである。

応援センターの中でも象徴的な人物をスペシャル応援センターとして任命しているところであり、この度5月22日に開催された「グリーンウェイブ2013 とつとりアクションイベント」の中で、2013年ミス日本グランプリの鈴木恵梨佳氏に対して、平井知事より第30回全国都市緑化とつとりフェアのスペシャル応援センターを委嘱した。

(女優の松本若菜さんに続いて二人目)

(2) とつとりフェアへの協力

①フェア主会場内に、鈴木恵梨佳氏デザインの庭を出展予定

②フェア会期中は鈴木さん自身による会場内ガイドをしていただく予定

※鈴木さんは、名前に本県にゆかりの「梨」の字を持つほか、大学在学中は「造園・緑地学」を研究し、現在造園関係の仕事に従事しているほか、将来は緑化空間をプロデュースしたいという目標を持っていることからスペシャル応援センターに委嘱したもの。



なしの表示基準改正について

平成25年6月7日
消費生活センター

1 概況

「消費生活の安定及び向上に関する条例」(以下「条例」という。)に基づき、「なしについての表示基準」(昭和58.8.11)を定めているが、制定後約30年が経過し、出荷、販売及び消費環境が変化し表示基準が実情に合わなくなってきたため、このたび見直しを行いたい。

〈実情に合わない例〉

- 全国的に、なしの大きさや1果当たりの重さより、1箱に入っている「個数」を重視する傾向が強くなっており、生産者、小売店、消費者の間に個数表示が浸透してきている。
- 販売年月日を記載することで鮮度等での消費者トラブルを防止していたが、レシートで日付確認ができるようになってきたため、記載の必要性が無くなってきた。等

2 改正の考え方

項目	<input type="checkbox"/> 「M, L」の規格(大きさ)表示 → 「5個、10個」の個数表示に変更(箱売り) ただし、二十世紀は両方の表示を併記し、その場合、「規格」という文言は「大きさ」に改める。
理由	<input type="checkbox"/> 大きさを表す表示として従来一般的であったM・Lなどの表示に変わり、近年では1箱に何個入っているかの「個数」表示が一般的になっている。 <input type="checkbox"/> 二十世紀は県のブランドで、進物用箱の殆どを占めており、M・Lの規格表示は消費者に馴染みがある。

項目	<input type="checkbox"/> 販売(発送)年月日を表示不要とする。(箱売り) (かご売り)
理由	<input type="checkbox"/> 消費者がいつ購入(発送)したのか分かるようにすることで、鮮度等に関する消費者トラブルの防止を図っていたが、現在はレシート等で確認できるので、確認できる条件が整つていれば不要とする。

項目	<input type="checkbox"/> 品種別の一果あたりの重量の基準を削除する。(箱売り)
理由	<input type="checkbox"/> 新興や新雪などの大玉の品種は箱売りの実態も殆ど無く、M・L等の表示をしても二十世紀のように消費者がイメージできなかったり、木が若い新品種では今後次第に一果の大きさが変化していくため正確な大きさが定めにくい。

3 今後のスケジュール

6月	関係団体等及び鳥取県消費生活審議会へ改正案提示 最終意見聴取～改正
7月	告示、改正内容の周知
8月	二十世紀なし初出荷(昨年度H24.8.29)
9月	改正後の基準により表示調査(昨年度H24.9.3～7)

4 改正イメージ図

【現行基準の表示項目】

- (1) 箱売り
■全ての品種共通
○箱表示

品種名	規格	重量	販売年月日	販売事業者
二十世紀	L	10kg	平成25年9月1日	名称:〇〇 住所:△△ 電話:××

※価格は札に表示

【改正案】(改正箇所は網掛け)

(1) 箱売り

■二十世紀の場合

品種名	大きさ	重量	個数	販売年月日	販売事業者
二十世紀	し	10kg	36 ※追加	※領収書(伝票)で確認できる場合は不要	名称:〇〇 住所:△△ 電話:××

■その他品種の場合

品種名	大きさ	重量	個数	販売年月日	販売事業者
新高	※廃止	10kg	20 ※追加	※領収書(伝票)で確認できる場合は不要	名称:〇〇 住所:△△ 電話:××

(2) かご売り

- かご表示(封入用ラベル類含む)

品種名	二十世紀
個数	5個入
販売年月日	平成25年9月1日
販売事業者	名称:〇〇 住所:△△ 電話:××

※価格は札に表示

(2) かご売り

品種名 二十世紀

個数 5個入

販売年月日

販売事業者

名称:〇〇
住所:△△
電話:××

※領収書(伝票)で確認できる場合は不要

都市計画区域マスタープラン見直しに係る関係課調整会議の開催状況等について

平成25年6月7日
景観まちづくり課

米子境港及び淀江都市計画区域マスタープランの見直しに向けて、今年4月に県・市村の関係課(都市計画・農林)による調整会議を立ち上げ、土地利用規制のあり方などについて、住民意見を踏まえた今後の方向性を検討しているところであり、その状況等について報告する。

1 会議の開催状況

(1) 構成メンバー

米子市: 都市計画課長、建築指導課長、農林課長
境港市: 都市整備課長、商工農政課長
日吉津村: 建設産業課長(都市計画・農林所管)
鳥取県: くらしの安心局長、景観まちづくり課長、経営支援課長、
西部生活環境局建築住宅課長、西部農林局農林業振興課長

(2) 開催概要

[第1回]

- ① 日時: 4月18日(木) 14時~16時30分
② 議題: 住民意見を整理し、今後の土地利用規制の方向性についての課題等について議論

○住民アンケート ⇒ 分散 ※地域住民を対象に3,300世帯。うち回収数1,058通。

[区域区分] 現状24%・市街化区域拡大16%・市街化区域縮小12%・廃止16%

[淀江(合併)]賛成38%・反対38%、[伯仙(編入)]賛成43%・反対36%

○地域住民との意見交換 ⇒ 概ね土地利用規制の緩和を望む方向性

	主な意見
都市の拡散防止、現状維持等	<p>《まちづくり研究会(米子)》 ○中心部が空洞化しないよう拡散防止を図るべき。 《両三柳地区》 ○市街化区域に編入しても、土地が売却できず固定資産税が上昇する。 《米子タウンマネージャー、まちづくり団体代表》 ○中心部は再生に向け様々な取り組みを行っており、区域区分の拡大又は縮小に係わらず中心部は活力を取り戻す。</p>
周辺部の規制緩和	<p>《まちづくり研究会(米子)》 ○車社会を前提に市街化区域を拡大すべき。 《上福原地区》 ○上福原は、幹線沿が無秩序に開発されており、地区計画による「きめ細かな規制誘導」が必要である。 《まちづくり研究会(日吉津)》 ○雇用創出のためR431沿の商業的発展を望むが、遊技店舗の立地抑制等、限定した開発が必要である。</p>
区域区分廃止	<p>《境港商工会議所》 ○境港の活性化のためには線引き廃止といった大胆な規制緩和が必要である。</p>
既存集落の規制緩和	<p>《まちづくり研究会(米子)》 ○既存集落の規制緩和が望ましいが、営農地の緩和までは不要である。 《春日地区》 ○地域住民であれば、集落内の誰の土地でも住宅建築を可能とすべき。</p>
農用地の規制緩和	<p>《まちづくり研究会(境港)》 ○再生できない耕作放棄地は転用可能にすべき。 《幸神町》 ○農振農用地に囲まれているため住宅を建てられない。</p>
佐陀地区的土地利用	<p>《まちづくり研究会(米子)》 ○農住混在の懸念から調整区域にすべき。 ○乱開発防止のために用途制限すべき。</p>
伯仙地区的都市計画区域編入	<p>《まちづくり研究会(米子)》 ○住民主導で開発コントロールしているため、規制は不要である。伯仙地区的都市計画区域への編入は不要である。</p>

③ 会議での主な意見：

- 区域区分廃止といった地域全体の規制緩和については、新規のインフラ整備が必要になることや、都市の拡散防止といった観点からやるべきではない。
- 農振農用地を解除しても農地法による規制が残り、規制緩和に繋がらない。

[第2回]

- ① 日時：4月30日（火）14時～16時30分
- ② 議題：今後の土地利用規制の方向性について、市村の考え方を整理

「土地利用規制のあり方」についての市村の考え方	
米子市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中心市街地活性化のため都市の拡散防止を図っている中、<u>規制緩和は矛盾する。</u> ○ 既存集落の維持・活性化を目的に、優良農地を守りつつ<u>自己用住宅の建築を可能とする規制緩和が望ましい。</u> ○ 上福原においては、<u>住宅系に限り</u>、開発の実現性が確実である場合には市街化区域拡大や地区計画策定といった<u>規制緩和の検討が必要である。</u>
境港市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大幅な規制緩和(区域区分の廃止)は、既存の社会資本が十分活用されなくなる上、<u>市街地の拡散により更なる社会資本整備の負担が発生する。</u> ○ 人口減少・少子高齢化の進展の中、市街地の空洞化の進展が予想され、これらを勘案すれば、<u>コンパクト化が望ましい。</u> ○ 従来通り境港市農振地域整備計画に基づき、<u>優良農地の確保を図る。</u>
日吉津村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国道431号沿道を対象に、都市化圧力の向上とともに効率的な沿道利用が望まれているため、<u>地区計画の導入等により環境整備及び商業地への転換を図り、市街化区域への編入を検討する。</u>

2 今後の進め方

今後とも引き続き住民意見を踏まえ、市村の考え方を考慮しつつ課題を整理の上、土地利用規制について今後の方向性を検討し、マスターplan見直し素案の策定を進めていく。

